

社会福祉法人 昌風会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人昌風会の役員及び評議員、評議員選任及び解任委員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規定でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会、評議員会、評議員選任及び解任委員会の出席報酬等)

第3条 理事及び監事が理事会に出席したときは、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務をおこなった場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

	報 酬（手取り日額）	費用弁償
理事会出席報酬等	10,000円	交通費

2 評議員が評議員会に出席したときは、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

	報 酉（手取り日額）	費用弁償
評議員会出席報酬等	10,000円	交通費

3 評議員選任及び解任委員が評議員選任及び解任委員会に出席したときは、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。ただし、評議員選任及び解任委員が職員と兼務がない場合においてのみ支払うことができるものとする。

	報 酉（手取り日額）	費用弁償
評議員選任及び解任 委員会出席報酬等	10,000円	交通費

4 交通費は下記のとおりとする。

住 居 地	交通費
神戸市垂水区	3,000円
垂水区以外の神戸市、明石市	5,000円
神戸市、明石市以外の兵庫県各市	20,000円
兵庫県外	30,000円

5 出席報酬及び交通費は支払事実が発生した翌月の15日（休日又は金融機関が休業日の場合はその前日）に銀行振り込みにより支払う。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 業務執行理事が理事会及び評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。ただし、業務執行理事が職員と兼務がない場合においてのみ支払うことができるものとする。

3 理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、または評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

4 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導監査への立ち会い及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

5 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

6 当業務報酬及び交通費等は支払い事実が発生した翌月の15日（休日又は金融機関が休業日の場合はその前日）に銀行振り込みにより支払う。

(出張旅費)

第5条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、次により報酬及び旅費等を支給することができる。

旅 費	宿泊費（日額）	報酬（手取り日額）	その他
実 費	20,000円	20,000円	実 費

2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

3 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

4 旅費等は出張が終了した翌月の15日（休日又は金融機関が休業日の場合はその前日）に銀行振り込みにより支払う。

5 旅費等は、前項にかかわらず、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後清算することができる。

(兼務役員)

第6条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

附 則

1 この規程は、平成29年 1月 1日より適用する。

2 この規程は、令和 元年 5月25日より改定施行する。

3 この規定は、令和 5年 4月 1日より改定施行する。

別表1

名 称	報 酬	実費弁償費	備 考
理 事 長 業 務 報 酬(手取り日額)	20, 000円	交通費	
業務執行理事業務報酬(手取り日額)	20, 000円	交通費	職員との兼務 が無い場合
理事・評議員業務報酬(手取り日額)	20, 000円	交通費	
監 事 監 査 指 導 報 酉(手取り日額)	20, 000円	交通費	